

災害時における燃料の供給に関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）と清水石油株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害時における燃料の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第 1 条 甲は、住吉区域内において災害が発生し、燃料を調達する必要があるときは、乙に対し、乙が保有する燃料の優先的な供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電子メール、その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

- 第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し積極的に協力をするものとする。

（範囲、報告）

- 第 3 条 甲が、乙に供給を要請する燃料の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能なものとする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により供給ができないことがある場合、乙にて調達の可否・日時・数量を決定する。

- （1）軽油
- （2）ガソリン
- （3）灯油

（燃料の供給方法）

- 第 4 条 燃料の供給にかかる場所は乙が設置する給油所とし、日時は甲乙協議のうえ決定する。

（燃料の経費等）

- 第 5 条 本協定に基づき供給された燃料の代金は、甲が乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 前項の経費の算定においては、災害発生日 1 日前時点の乙が設置する給油所における小売価格を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては住吉区防災業務を所管する課長とし、乙においては、給油所責任者とする。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第9条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年6月18日

甲 大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
大阪市
大阪市協定締結担当者
住吉区長 橘 隆 義

乙 大阪府大阪市住吉区沢之町2丁目4番32号
清水石油株式会社
代表取締役 松 本 忠 陽